

社会福祉法人 はばたき 評議員・役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 はばたき（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づく、評議員及び役員等の報酬の基準、額及び費用弁償等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条に基づき、「評議員選任・解任委員会」において選任された者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条に基づき、理事及び監事として、評議員会の決議により選任された者をいう。
- (3) 役員等の「等」とは、定款第6条及び「評議員選任・解任委員会」運営細則に基づき、選任された「評議員選任・解任委員会」の委員並びにこの法人の「顧問の設置に関する要綱」に基づき、顧問として選任された者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬及び賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金等であって、その名称の如何を問わないものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費及び旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。なお、この経費は、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は、日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める総額の範囲内において、「評議員・役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程」別表1「役員等」報酬支給基準に基づいて支給する。ただし、国または地方公共団体等の職を兼職する評議員には支給しない。

2 「役員等」に対する報酬は、定款第21条に定める総額の範囲内において、「評議員・役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程」に基づいて支給する。ただし、この法人の「給与規程」に基づき、給与の支給を受けている「役員等」には支給しない。

3 なお、役員等の報酬は、別表1「役員等」の報酬支給基準に基づいて支給する。

(費用の弁償)

第4条 この法人は、前・第2条及び第3条に基づく評議員及び役員等が、その職務を遂行するために要とする費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、「評議員・役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程」

第4条第1項により、同・規程、別表2の『「役員等」旅費支給基準表』に基づいて支給する。

(報酬及び費用弁償等の支払い方法)

第5条 報酬及び費用弁償等の支払いについては、当該評議員及び「役員等」から支払いの請求があったときは、遅延なく現金で支払うものとする。ただし、当該評議員及び「役員等」からの要望があった場合には、口座振り込みによる支払いができるものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

なお、平成25年4月1日策定の『「役員等」の旅費等に関する規程』及び平成6年3月25日策定の『「役員等」の報酬に関する規程』は廃止する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て別に定めるものとする。

(付則)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 評議員及び「役員等」報酬支給基準については、令和2年1月1日より実施する。

別表1 評議員及び「役員等」報酬支給基準

基準	評議員及び「役員等」	支給額
評議員及び「役員等」が 理事長の命によって行う 業務	評議員及び理事・監事・ 顧問・「選任・解任委 員」	12,640円
理事長業務（例月業務 等）	理事長	12,640円

(税) 2,640円

監事監査業務	監事	31,302円
--------	----	---------

(税) 11,302円

別表2 評議員及び「役員等」旅費支給基準

基準	評議員及び「役員等」	支給額
理事会・評議員会出席等	評議員及び理事・監 事・顧問・「選任・解 任委員」	10円単位切り上げで 交通費の実費を支給す る。
理事長業務（例月業務等）	理事長	同上
監事監査業務	監事	同上

※評議員及び「役員等」は、予め旅費に係る届出を別紙により提出すること。